

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC店においてトレーニングコーチとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、利用者のサーキットトレーニングのサポート中に、右膝を内側にひねって負傷したという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「右膝内側側副靭帯損傷」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し「右膝蓋骨亜脱臼、右膝内側半月板損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、同年〇月〇日、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人によれば、痛みが続くとして、同月〇日、Fクリニックに受診し「変形性膝関節症」と診断され、その後も痛みと腫れがひどくなったとして、同年〇月〇日、同医療機関において「右膝蓋骨亜脱臼」と診断された。同年〇月〇日、請求人は、同医療機関で診断された傷病は、治癒時の傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の治癒後に発症した傷病が治癒時の傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、治癒後に発症した請求人の傷病は治癒時の傷病が再発したものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人が再発と主張する傷病について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「亜脱臼状態は今後も残存すると考える。当院当初の傷病は、外傷後の関節症である。」と述べているところ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「再発時の症状は変形性関節症の症状と考えられる。右膝の外傷の関与の程度を明らかにする資料を欠く。」と述べ、I医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、「右変形性膝関節症が適当と考えられる。」、「本件傷病の主訴は、関節腫脹であり、実際平成〇年〇月〇日初診で、祭りで歩行をして腫れてきたということで、膝蓋跳動を認め、関節穿刺で〇mlの関節液を得ている。（中略）当初傷病の主訴である膝蓋周囲痛とは異なる。」と述べている。

(3) 上記H医師及びI医師の所見を踏まえると、請求人が再発したと主張する傷病は、「変形性膝関節症」と認められるところ、G医師は、更に平成〇年〇月

○日付け診断書及び同年○月○日付け診断書において、請求人の傷病名を「右膝蓋骨亜脱臼」とし、「平成○年○月に走行中に膝蓋骨周囲に症状を再発した。」「変形性膝関節症は膝蓋骨亜脱臼を主たる病態としたものに続発的に生じたものと判断し」と所見している。

そこで、当審査会において、改めて、請求人の主訴・症状及び画像所見について精査したが、請求人に治癒後に発症した傷病は「変形性膝関節症」であると判断する。そして、更に一件記録を精査するも、請求人が訴える関節腫脹が上記G医師が診断する「右膝蓋骨亜脱臼」により生じたとする医学的根拠は認められず、当審査会としても、上記H医師及びI医師の所見は妥当であり、請求人に治癒後に発症した変形性膝関節症と治癒時の傷病との間に医学的因果関係を認めることは困難であると判断する。

(4) 請求人は、本件再審査請求において、新たにJ医師作成の平成○年○月○日付け診療情報提供書及びK病院L医師作成の平成○年○月○日付け診断書を提出し、同診断書記載の傷病である「右膝滑膜ひだ障害」は治癒時の傷病が再発したものである旨主張するが、これら資料を精査するも、同傷病と治癒時の傷病との間に相当因果関係があるとする医学的根拠を見いだすことはできない。

3 以上のとおりであるから、治癒後請求人に発症した傷病は治癒時傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。